

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

総合研究大学院大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	3
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	11
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	20
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	26
	領域5 学生の受入に関する基準	30
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	36
	基準の判断 総括表	36
	先端学術院先端学術専攻	57

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 総合研究大学院大学
 (2) 所在地 神奈川県三浦郡葉山町
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	該当なし
大学院課程	先端学術院先端学術専攻

- (4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	大学院560人
教員数	専任教員数：1,087人

2 大学等の目的

総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第4条及び別表第1備考第2に基づき、次の表に掲げる大学共同利用機関法人及び独立行政法人(以下「機構等法人」という。)が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な関係及び協力の下に、世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念とする（総合研究大学院大学学則（平成16年4月1日学則第1号。以下「学則」という。）第1条）。

機 構 等 法 人	基 盤 機 関
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物學研究所、生理学研究所、分子科学研究所
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施設、共通基盤研究施設
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	宇宙科学研究所

本学は、この理念に基づき基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成を目的とし、学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す（学則第2条第1項）。

先端学術院においては、本学創設の理念と目的に基づき、大学共同利用機関等を基盤とする大学院大学として、学術のあるべき姿を長期的に見据え、人類社会の知的基盤を支える学術の継承・発展や高度な研究開発の担い手となり、新たな知的価値を創出することができる博士人材を育成し輩出することを目的とする（学則第14条）。

3 特徴

(1) 本学の沿革

本学は、大学共同利用機関との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う、我が国初の国立大学院大学として1988年10月に創設された。設立当初は後期3年の課程のみを置く2研究科8専攻で構成されていたが、その後、新たな大学共同利用機関の参画に伴う研究科・専攻の設置と改組、2004年4月の国立大学及び大学共同利用機関の法人化等を経て、2007年度以降は5年一貫制課程・後期3年の課程を置く6研究科20専攻体制で教育研究を行ってきた。直近の2023年4月に実施した大規模な教育組織・教育課程の再編、及び国立国語研究所、総合地球環境学研究所の参画によって、現在は4つの大学共同利用機関法人（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、適宜「機構等法人」と記す。）が設置する19の研究機関・研究施設、並びに大学本部（葉山キャンパス）に設置した統合進化科学研究センターを基盤とする1院1専攻20コース体制で博士課程の教育を実施している。

(2) 本学の特徴

基本組織の特徴

本学の最大の特徴は、教育研究上の基本となる組織の編制にある。本学学則において機構等法人が設置する研究機関・研究施設を本学の「基盤機関」と規定して教員組織と見做し、各基盤機関に所属する教員を「先端学術院」の担当教員に任命することで教育組織を編成している（教教分離）。先端学術院には先端学術専攻を置き、履修上の区分として各基盤機関にコースを設置している（1院1専攻20コース体制）。

各基盤機関は、国立大学法人とは異なる大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人に属し、それぞれが地理的にも分散した各所在地において高い自主性・自律性をもって運営されている研究機関であることから、本学は、機構等法人との間で締結した関係協力に関する協定^{*}の下で大学運営及び大学院教育の円滑な実施を図っている。

^{*}「国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書」（2023年1月17日改定）

教育研究の特徴

本学の基盤となる大学共同利用機関は、当該分野の研究者コミュニティの要望を踏まえて設置された共同利用・共同研究の中核拠点として、個々の大学では整備できない大規模な施設・設備、大量のデータや貴重な資料等の研究資源を全国の大学の研究者に提供するとともに、国内外の研究者との多彩な共同研究を通じて、我が国の先端学術を牽引する研究拠点としての役割を担っている。

本学の教育研究の特徴は、そのような基盤機関が有する優れた研究環境を活かした“on-the-job education”にあり、「高い専門性」「広い視野」「国際的な通用性」を兼ね備えた博士研究者人材の育成を目指して、研究分野ごとの専門教育、分野によらず研究者として必要となる基礎知識・技能を身につけるリテラシー教育、海外研究派遣などの全学教育事業を組み合わせた大学院教育を実践している。これまでの学位取得者総数は2,587名^{**})である(2025年5月現在)。

2023年度には、それまでの6研究科をひとつの先端学術院とする教育組織の再編を行い、20専攻に置かれていた教育課程を先端学術専攻の5年一貫制課程に15の履修区分(コース)、後期3年の課程に20の履修区分を置く教育課程へと再編した。新たに設置した先端学術院は「文化科学」「数理情報科学」「物理科学」「生命科学」の広範な学術領域をカバーし、単一専攻でありながら文学・理学・工学・医学・学術・情報学・統計科学・脳科学の多様な専攻分野で博士の学位を授与できるユニークな教育組織となっている。

この再編では、分野を跨いだ授業科目の履修や分野が異なる複数教員による横断的な研究指導の円滑化と促進を図り、基盤機関の多彩な教育リソースを全学で活用できる教育環境を整備した。例えば、4領域の全ての授業科目は「先端学術院科目」として開講され、学生は何れのコースを専攻するかに拘わらず、原則として全ての先端学術院科目の中から自身の学修に必要な授業科目を履修できる。先端学術院科目は、関連分野や近い専門領域の学生が履修できる内容であるかどうかを示すために、授業内容の専門性・難易度を表す4段階のレベルで分類されている。学生は自らが専門とする学問分野の基本的な知識と教養を修得しながら、その専門に囚われることなく主体的に学修・研究活動を行うことが求められ、先端学術院のディプロマ・ポリシーには、自立した研究者として身につけるべき5つの力量「専門力・独創性・学際性・国際力・倫理性」の修得を掲げている。

上述の特徴に加え、入学定員120名の小規模性を活かした全学教育や教育支援事業を実施している。例えば、全新入生を対象に入学直後に開講される合宿形式の集中講義「フレッシュマンコース」は、研究者が身につけるべき基礎的な能力やスキル、社会との繋がりの中で考えるべき課題についてグループワークを通じて学ぶとともに、専門分野が異なる他者との繋がりを築くことを目的としている。また、複合領域・学際的な学術の進展に資する人材を育成する観点から、複数の基盤機関で研究指導を行う「学内共同研究指導制度」、基盤機関の豊富な国際共同研究のネットワークを活かした「国際共同研究指導制度」を設置し、地理的に離れた基盤機関や海外の研究機関での研究・学修活動を経済的に支援する「SOKENDAI研究派遣プログラム」等の特色ある取組を実施している。

^{**}) 専攻分野ごとの内訳は、文学137名、理学1,572名、工学185名、医学16名、学術346名、情報学248名、統計科学82名、脳科学1名である。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 1-1-1-01 総合研究大学院大学先端大学院 基本計画書		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

1-1-1【先端大学院設置の経緯】
 2023年4月に、これまでの6研究科20専攻の教育体制を見直し、先端大学院を設置。新たに参画した国立国語研究所及び総合地球環境学研究所を含む4つの大学共同利用機関法人（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が設置する19の研究機関・研究施設、並びに大学本部（葉山キャンパス）に設置した統合進化科学研究センターを基盤とする1院1専攻20コース体制で、博士課程の教育を実施する。これにより、これまでの分野に特化した研究者人材の育成に加え、複数の分野が関連する複合領域の研究者人材も育成し、従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【分析項目1-1-1】本学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が設置する基盤機関に先端大学院先端学術専攻の各コースを置き、機構等法人との関係及び協力の下に教育研究を実施している。	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書	前文、第2条	再掲
---	--	--------	----

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 ■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
 該当なし

【改善を要する事項】
 該当なし

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式（令和6年3月改訂）【改正前基準】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目1-2-2】先端学術院は、基盤機関の教員が本学の教員を担当することによって編制されていることから、教員の年齢及び性別の構成は、基盤機関の教員を含む年齢及び性別の構成を反映している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目1-2-1】 先端学術院は、基盤機関の教員が本学の教員を担当することによって編制されており、それら担当教員は設置基準上の専任教員とみなされる。担当教員は、機構等法人との関係協力に関する協定書第4条に基づき、先端学術院の各コースを担当する基盤機関の長の推薦を受け、機関等法人の長の申し出により、学長が任命する。	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書	第2条、第4条	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則	第4条第2項	
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第19条、第4条第1項、第2項	
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第3条第2項	
	1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規程	第4条	
	1-3-1-05 総合研究大学院大学の教育研究組織		
	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書	第4条	再掲
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則	第6条、第8条第1項	再掲
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第27条第2項、第40条、第60条第1項	再掲
	1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規程	第14条、第17条、第20条	再掲
	・責任者の氏名が分かる資料		
1-3-1-06 2025年度執行部等体制・各コース役職者一覧について（2025年5月1日現在）			
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規程	第5条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条	再掲
	1-3-2-01 総合研究大学院大学先端学術院代議員会規程	第4条	
	1-3-2-02 総合研究大学院大学先端学術院文化科学領域教育会議規程	第4条	
	1-3-2-03 総合研究大学院大学先端学術院数理情報科学領域教育会議規程	第4条	
	1-3-2-04 総合研究大学院大学先端学術院物理科学領域教育会議規程	第4条	
	1-3-2-05 総合研究大学院大学先端学術院生命科学領域教育会議規程	第4条	
	1-3-2-06 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-07 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-08 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会規程	第2条	
	1-3-2-09 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本文学研究コース委員会規程	第2条	
1-3-2-10 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本語言語科学コース委員会規程	第3条		
1-3-2-11 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻情報学コース委員会規程	第3条		

	1-3-2-12 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統計科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-13 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻素粒子原子核コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-14 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻加速器科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-15 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻天文科学コース規程	第3条	
	1-3-2-16 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻核融合科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-17 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻宇宙科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-18 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-19 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻物質構造科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-20 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コース組織運営規程	第3条	
	1-3-2-21 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻極域科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-22 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻基礎生物学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-23 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻生理科学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-24 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻遺伝学コース委員会規程	第3条	
	1-3-2-25 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統合進化科学コース委員会規程	第2条	
【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学役員会規則	第2条	
	1-3-3-02 国立大学法人総合研究大学院大学教育研究評議会規則	第2条	
	1-3-3-03 総合研究大学院大学運営会議規則	第3条	
	1-3-3-04 総合研究大学院大学教務委員会規程	第2条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目1-3-1】 先端学術院の教員は、学則第19条第2項に記載のとおり、基本通則第4条第1項第1号に規定されている、総研大法人に直接雇用され教育研究に従事している教員が所属している研究院の教員に加え、本学の特性から、基盤機関の長及び基盤機関に所属する教員により大半を占められている。なお、研究院の教員の大半は統合進化科学センター（統合進化科学コース）に配属されている。	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第19条第2項	再掲
	1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則	第4条第1項第1号	再掲

<p>【分析項目1-3-2】 各コース委員会規程にて「委員会にコースの運営に関する具体的事項について検討させるため、専門委員会を置くことができる。」とされている専門委員会について、「1-3-A-01_各コース委員会に設置された専門委員会に関する規程」のとおり整備されている。なお、これら専門委員会で審議された事項は、改めてコース委員会に諮られる。</p>	1-3-A-01 各コース委員会に設置された専門委員会に関する規程一覧		再掲
	1-3-A-02 【人類】 人類文化研究コース入学者選抜委員会規程		再掲
	1-3-A-03 【歴史】 日本歴史研究コース大学院教育推進委員会規程		再掲
	1-3-A-04 【文学】 日本文学研究コース入学者選抜委員会規程		再掲
	1-3-A-05 【言語】 日本語言語科学コース教育研究委員会規程		再掲
	1-3-A-06 【言語】 日本語言語科学コース入学者選抜委員会規程		再掲
	1-3-A-07 【言語】 日本語言語科学コース学生支援委員会規程		再掲
	1-3-A-08 【統計】 統計科学コース入学者選抜委員会規程		再掲
	1-3-A-09 【統計】 統計科学コース教育研究委員会規程		再掲
	1-3-A-10 【素核・加速・物構】 教育推進会議に関する申し合わせ		再掲
	1-3-A-11 【素核・加速・物構】 入学者選抜委員会設置に関する申し合わせ		再掲
	1-3-A-12 【核融】 核融合科学コース委員会に置かれる専門委員会に関する細則		再掲
	1-3-A-13 【地球】 総合地球環境学コース組織運営規程		再掲
	1-3-A-14 【地球】 総合地球環境学コース入学者選抜委員会規程		再掲
	1-3-A-15 【極域】 極域科学コース入学者選抜専門委員会規程		再掲
	1-3-A-16 【遺伝】 遺伝学コース専門委員会細則		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧			
	・明文化された規定類			
	2-1-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則	第1条、第2条、第4条、第5条		
	2-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学評価委員会規程	第1条、第2条、第3条		
	2-1-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学評価実施委員会細則	第1条、第2条、第3条		
	2-1-1-04 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則 新旧対照表			
	2-1-1-05 国立大学法人総合研究大学院大学評価委員会規程 新旧対照表			
	2-1-1-06 国立大学法人総合研究大学院大学評価実施委員会細則 新旧対照表			
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
		・明文化された規定類		
1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連係協力に関する協定書		第2条、別表	再掲	
1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則		第4条第2項	再掲	
1-3-1-02 総合研究大学院大学学則		第2章	再掲	
1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規則			再掲	
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名称で作成されたもの）				
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること		・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類			
	2-1-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則	第2条		
	2-1-3-02 財務・マネジメント委員会規程			
	2-1-3-03 総合研究大学院大学附属図書館運営委員会規程			
	2-1-3-04 総合研究大学院大学学術情報基盤センター運営委員会規程			
	1-3-3-03 総合研究大学院大学運営会議規則	第10条の2、第10条の3	再掲	
	2-1-3-05 総合研究大学院大学学生支援委員会規程			
2-1-3-06 総合研究大学院大学入試監理委員会規程				

	2-1-3-07 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関する責任者一覧		
	2-1-3-08 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則 新旧対照表①		
	2-1-3-09 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則 新旧対照表②		
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-1-3】 先端学術院の各コースにおける施設・設備については、機構等法人がその施設・設備を無償で当該専攻の利用に供することが定められており（（再掲）1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書第10条第2項）、それらの施設及び設備の自己点検・評価はそれぞれのコースが責任を持つ体制となっている。	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書	第10条第2項	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則	第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条	再掲
	2-2-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則	第2条	
	2-1-1-04 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則 新旧対照表		再掲
	2-2-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則 新旧対照表		
	2-2-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則 改正前別紙		
	2-2-1-04 内部質保証のための手順に関する申し合わせ		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則	第2条	再掲
	2-2-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則 新旧対照表		再掲
	2-2-2-01 自己点検・評価の実施時期について		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-2-02 令和6年度自己点検・評価結果について		
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則	第3条	再掲
	2-2-3-01 2022年度施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価結果について		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-2-01 自己点検・評価の実施時期について		再掲
	2-2-2-02 令和6年度自己点検・評価結果について		再掲
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01 在学生アンケート実施要項		
2-2-4-02 修了時アンケート実施要項			
2-2-4-03 修了生アンケート実施要項			
2-2-4-04 就職先アンケート等実施要項			

<p>【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則	第11条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学評価委員会規程	第2条	再掲
	2-1-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学評価実施委員会細則	第2条	再掲
	2-2-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学自己点検・評価実施細則	第2条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則	第2条	再掲
<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則	第11条第3項	再掲
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学評価規則	第12条	再掲
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	2-2-7-01 2022年度第3回全学評価委員会資料		
	2-2-7-02 2022年度第3回全学評価委員会議事録		
	2-2-7-03 2024年度第5回評価委員会資料		
	2-2-7-04 2024年度第5回評価委員会議事録		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-2-4】各種アンケートのみならず、本学が基盤とする研究機関・研究施設（基盤機関）の長が参加する基盤機関長会議（年4回程度開催）を開催し、教育研究の現場である基盤機関との意見交換の機会としている。</p>	2-2-A-01 総合研究大学院大学基盤機関長会議規則	第3条	再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書	第2条第3項	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学役員会規則	第2条第1項第4号	再掲
	1-3-3-02 国立大学法人総合研究大学院大学教育研究評議会規則	第2条第1項第3号・第6号	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学経営協議会規則	第2条第1項第3号	
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-02 先端学術院設置に係る審議経過		
	2-4-1-03 2022年度臨時第2回運営会議議事次第		
	2-4-1-04 2022年度臨時第2回運営会議議事録		
	2-4-1-05 2022年度教育研究評議会（第72回）議事次第		
	2-4-1-06 2022年度教育研究評議会（第72回）議事録		
	2-4-1-07 2022年度経営協議会（第74回）議事次第		
	2-4-1-08 2022年度経営協議会（第74回）議事録		
	2-4-1-09 2022年度役員会（臨時第3回）議事次第		
2-4-1-10 2022年度役員会（臨時第3回）議事録			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)	本学と雇用関係にある大学本部の各部署の教員についてのみ、採用・昇格の方法等を定めている。基盤機関の教員については、機構等法人（基盤機関）がそれぞれ定めた基準及び判断の方法によって採用・昇格した教員を、本学の担当教員に任命している。	
	・明文化された規定類		
	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書	第4条	再掲
	2-5-1-01 統合進化科学研究センターの教員選考に関する内規		
	2-5-1-02 統合進化科学研究センター教員の昇任に関する内規		
	2-5-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学職員給与規則	第17条	
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-2-02 国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施細則		
2-5-1-04 統合進化科学研究センター公募概要の例			
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施規程	第6条、第7条	
	2-5-2-02 国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施細則	第2条、第3条、別表	再掲
	2-5-2-03 総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）	第3	
	2-5-2-04 総研大担当教員に係る総研大の教育及び教学組織の運営の評価に関し、学長が定める教員評価の実施方法について		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
2-5-2-05 基盤機関における教員業績評価の実施状況			

<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施規程	第13条	再掲
	2-5-2-02 国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施細則		再掲
	2-5-2-03 総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）	第3	再掲
	2-5-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学職員給与規則	第17条、第19条、別表17	再掲
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-05 基盤機関における教員業績評価の実施状況		再掲
	・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織規程		
	2-5-5-02 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織裁定		
	2-5-5-03 事務局等組織図（2025年5月1日現在）		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 図書館専門職員等の配置状況		
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-5-5】先端学術院の各コース（統合進化科学コースを除く）における教務や厚生補導等は、コースを担当する基盤機関の職員が担っている。本学の附属図書館を構成する基盤図書館等（大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関が設置した図書館又は図書室をいう。）についても同様である。			
【分析項目2-5-5】基盤機関では、最先端の装置や大型装置の維持管理、共同研究・共同利用の外来研究者のサポートを行うため、一定規模の技術職員を雇用している。博士課程の学生も基盤機関の技術職員から学位研究を行う際に、日常的なサポートを受けている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-5-1】 本学では、本学と雇用関係にある大学本部の各部局（統合進化科学研究センター、教育企画開発センター等）の教員についてのみ、採用・昇格の方法等を定めている。基盤機関の教員については、機構等法人（あるいは基盤機関）がそれぞれ定めた基準及び判断の方法によって採用・昇格した教員を、本学の担当教員に任命している。	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書	第4条	再掲
【分析項目2-5-2】 本学では、本学と雇用関係にある大学本部の各部局（統合進化科学研究センター、教育企画開発センター等）の教員について教員評価を実施している。基盤機関の教員については、教員を雇用する機構等法人（あるいは基盤機関）がそれぞれ教員評価を実施しており、大学本部では総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）第3条に基づき、各基盤機関の教員評価の体制やその実施状況を把握するとともに、本指針における制度の趣旨及び基本的な留意点に照らしたメタ評価を行っている。	2-5-2-03 総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）	第3条	再掲
【分析項目2-5-3】 本学では、本学と雇用関係にある大学本部の各部局（統合進化科学研究センター、教育企画開発センター等）の教員について教員評価に基づく取組（給与への反映等）を実施している。基盤機関の教員については、教員を雇用する機構等法人（あるいは基盤機関）がそれぞれ教員評価に基づく取組を実施しており、大学本部では総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）第3条に基づき、各基盤機関の教員評価の体制やその実施状況を把握するとともに、本指針における制度の趣旨及び基本的な留意点に照らしたメタ評価を行っている。	2-5-2-03 総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）	第3条	再掲
【分析項目2-5-6】 定期的な本部事務職員と基盤機関のコース担当事務職員との意見交換会の実施や、コース事務マニュアルの作成など、コース事務を担う基盤機関職員の知見を広め、業務の改善や関係者の意思疎通の円滑化を図っている。	2-5-A-01 2024年度総研大大学院教育に係る意見交換会 議事次第		
	2-5-A-02 2-5-A-02 コース事務マニュアル（2024年6月版） 抜粋		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和6事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和6年度監事監査報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和6年度独立監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算・決算が30%以上乖離している項目について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則	第15条、第16条、第17条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学役員会規則		再掲
	2-4-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学経営協議会規則		再掲
	1-3-3-02 国立大学法人総合研究大学院大学教育研究評議会規則		再掲
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第10条	再掲
	1-3-3-03 総合研究大学院大学運営会議規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
1-3-1-06 2025年度執行部等体制・各コース役職者一覧について（2025年5月1日現在）			再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-01 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織規程		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織裁定		再掲
	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書	第2条、第10条	再掲
	・管理運営に係る組織の組織図 2-5-5-03 事務局等組織図（2025年5月1日現在）		再掲
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目3-3-1】 本学の業務にかかる事務処理は、国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書に基づき、総研大法人、機構法人及び大学共同利用機関が、相互協力によって行っている。	1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書	第2条、第10条	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	2-1-3-02 財務・マネジメント委員会規程		再掲
	3-4-1-01 人事委員会規程		
	2-1-3-04 総合研究大学院大学学術情報基盤センター運営委員会規程		再掲
	2-1-3-03 総合研究大学院大学附属図書館運営委員会規程		再掲
	3-4-1-02 総合研究大学院大学附属図書館運営委員会電子資料専門部会設置要項		
	3-4-1-03 国立大学法人総合研究大学院大学個人情報保護委員会規程		
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学基本通則	第9条	再掲
	3-5-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学業務方法書	第20条、第21条、第22条、第23条	
	3-5-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 2024年度監事監査計画書		
	3-1-1-02_令和6年度監事監査報告書		再掲
・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果			
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法を確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 2024年度監査計画概要書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
3-1-1-03_令和6年度独立監査人の監査報告書		再掲	
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-1-01 国立大学法人総合研究大学院大学業務方法書	第24条	再掲
	2-5-5-01 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織規程	第5条	再掲
	2-5-5-02 国立大学法人総合研究大学院大学事務局等組織裁定	第7条	再掲
	3-5-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学内部監査規程	第5条	
	2-5-5-03 事務局等組織図（2025年5月1日現在）		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学内部監査規程		再掲
・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）			
3-5-3-02 2024年度内部監査報告書			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 四者協議会議事次第		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧_改訂版		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式（令和6年3月改訂）【改正前基準】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況が確認できる資料		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-02 総合研究大学院大学附属図書館規則		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【分析項目4-1-1】 基盤機関における施設・設備については、機構等法人がその施設・設備を無償で各コースの利用に供することが定められていることから、認証評価共通基礎データ様式には、それら基盤機関の校地・校舎等が含まれている。</p>	<p>1-1-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との連携協力に関する協定書</p>	第10条第2項	再掲
<p>【分析項目4-1-5】 本学の附属図書館は、大学本部にある学術情報基盤センター本部図書館（本部図書館）と大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関が設置する図書館等（基盤図書館等）から構成され、教育研究上必要な資料等を閲覧に供するとともに、本部図書館と基盤図書館等が連携して電子ジャーナルの整備等、学術情報利用の円滑化に必要な活動を行っている。</p>	<p>4-1-5-02 総合研究大学院大学附属図書館規則</p>	第2条、第5条	再掲
<p>各コースが設置されている基盤機関が地理的に分散していることに配慮して、学生が正課の活動等に参加する際の移動経費の全部又は一部を支給するための全学制度を設けている。</p>	<p>4-1-A-01 総合研究大学院大学における正課の活動等に参加する学生の移動経費に関する旅費取扱規程</p>	第3条、第4条、第5条	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01 学生相談・メンタルヘルスカウンセリング体制について（2025年4月1日現在）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-01 学生相談・メンタルヘルスカウンセリング体制について（2025年4月1日現在）			再掲
	4-2-1-02 国立大学法人総合研究大学院大学ハラスメント等の防止等に関する規程			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-03 学生相談窓口について（大学ウェブサイト）			
	4-2-1-04 2025年度学生便覧	※1-6学生相談窓口 (p.11)		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-05 メンタルヘルスカウンセリング相談件数			
	[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制			
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 留学生に対する外国語による情報提供（大学ウェブサイト）			
	4-2-3-02 2025年度学生便覧英語版			
	[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類 4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領			
	4-2-4-02 総合研究大学院大学における障害学生の支援等に関する実施細則			
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧			
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01 学費・各種経済支援（大学ウェブサイト）			
	4-2-1-04 2025年度学生便覧	※2. 各種経済支援 について(p.16-20)	再掲	
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金申請者の推薦について			
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料			

	4-2-5-03 特別研究員事業実施規程		
	4-2-5-04 SOKENDAI特別奨学金事業実施要項		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-05 授業料免除等（大学ウェブサイト）		
	4-2-1-04 2025年度学生便覧	※1-8. 入学料について / 1-9. 授業料について(p.11-13)	再掲
	4-2-5-06 入学料・授業料免除について(2023年度第1回学生支援委員会資料1-1)		
	4-2-5-07 入学料・授業料免除について(2023年度第2回学生支援委員会資料1-1)		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-08 2024年度RA雇用状況		
	4-2-5-09 2024年度民間財団奨学金募集状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
RA制度は、研究者としての能力・経験を培うOJT(On-the-Job Training)であると同時に、経済的支援として運用されている。各コースでは、本学の経費によるRAの採用のみならず、基盤機関が大学共同利用機関として実施しているRA制度を併用して、より多くの学生の採用を図っている。	4-2-5-08 2024年度RA雇用状況		再掲
基盤機関独自の奨学金制度の整備や基盤機関が保有する宿舍の貸与などの取組を実施している。	4-2-A-01 各コース（基盤機関）が独自に有する奨学金制度及び利用状況		
	4-2-B-01 4-2-A-02 各コース（基盤機関）独自に行っている住宅確保のための支援及び利用状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要	P2参照	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	1-3-3-03 総合研究大学院大学運営会議規則	第10条の3	再掲
	5-2-1-01 入試監理委員会規程		
	5-2-1-02 入学者選抜実施要項		
	5-2-1-03 国費外国人留学生推薦要領		
	5-2-1-04 海外から出願する私費外国人留学生特別選抜実施要項		
	5-2-1-05 各コースにおける入学者選抜実施体制・実施要領・公正性を担保する組織的取組状況を示す資料（面接要領等）一覧		
	5-2-1-06 【人類】入学者選抜委員会規程		
	5-2-1-07 【人類】2024年度入学者選抜委員会委員名簿		
	5-2-1-08 【人類】2024年度入学者選抜試験実施要領		
	5-2-1-09 【国際】2024年度入学者選抜試験実施要領		
	5-2-1-10 【国際】2023年度第12回コース委員会（入学者選抜委員会）		
	5-2-1-11 【歴史】令和7年4月入学者選抜試験実施方法		
	5-2-1-12 【文学】日本文学研究コース入学者選抜委員会規程		
	5-2-1-13 【言語】日本語言語科学コース入学者選抜委員会規程		
	5-2-1-14 【情報】2024年度第1回コース委員会（WG活動内容）		
	5-2-1-15 【情報】分野別教員一覧（Webサイト）		
	5-2-1-16 【情報】2024年度第5回コース委員会（入試）		
	5-2-1-17 【情報】2024年度第9回コース委員会（入試）		
	5-2-1-18 【統計】統計科学コース入学者選抜委員会規程		
	5-2-1-19 【素核・加速・物構】入学者選抜委員会設置に関する申し合わせ		
	5-2-1-20 【素核・加速・物構】一般入学試験実施要領		
	5-2-1-21 【天文】2024年度第4回コース委員会議事録（入試実施委員組織）		
	5-2-1-22 【核融】核融合科学コース委員会に置かれる専門委員会に関する細則		
	5-2-1-23 【宇宙】2024年度第1回コース委員会（入試委員）		
	5-2-1-24 【分子】入学者選抜試験実施要領		
	5-2-1-25 【地球】総合地球環境学コース組織運営規程		
	5-2-1-26 【地球】総合地球環境学コース入学者選抜委員会規程		
5-2-1-27 【極域】極域科学コース入学者選抜専門委員会規程			
5-2-1-28 【極域】入試作問グループ運営についての申し合わせ			
5-2-1-29 【基生】入試実施要項			
5-2-1-30 【生理】入試実施要項			

5-2-1-31 【遺伝】 遺伝学コース専門委員会細則		
5-2-1-32 【遺伝】 入学者選抜試験実施要領・実施細目		
5-2-1-33 【進化】 入試実施要領		
5-2-1-34 【進化】 2024年度入試実施体制		
5-2-1-35 入学者選抜試験時における自然災害等が発生した場合の対応ガイドライン		
5-2-1-36 オンラインによる入学者選抜実施ガイドライン		
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-35 入学者選抜試験時における自然災害等が発生した場合の対応ガイドライン		再掲
5-2-1-36 オンラインによる入学者選抜実施ガイドライン		再掲
5-2-1-08 【人類】 2024年度入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-09 【国際】 2024年度入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-11 【歴史】 令和7年4月入学者選抜試験実施方法		再掲
5-2-1-37 【文学】 日本文学研究コースにおける入学者選抜試験の実施に関する申合せ		
5-2-1-38 【言語】 入学者選抜実施要項		
5-2-1-39 【情報】 情報学コースにおける面接ガイドライン		
5-2-1-40 【統計】 入学者選抜実施要項		
5-2-1-20 【素核・加速・物構】 一般入学試験実施要領		再掲
5-2-1-41 【天文】 試験監督者マニュアル		
5-2-1-42 【核融】 入学者選抜試験実施要領		
5-2-1-43 【核融】 入学者選抜に係る面接方法及び面接評価規準		
5-2-1-44 【宇宙】 入学試験実施要項		
5-2-1-24 【分子】 入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-45 【地球】 入学者選抜試験実施要領		
5-2-1-46 【極域】 入学者選抜（令和6年8月実施）実施要項		
5-2-1-47 【極域】 入学者選抜ガイドライン		
5-2-1-29 【基生】 入試実施要項		再掲
5-2-1-30 【生理】 入試実施要項		再掲
5-2-1-32 【遺伝】 入学者選抜試験実施要領・実施細目		再掲
5-2-1-33 【進化】 入試実施要領		再掲
5-2-1-48 【進化】 統合進化科学コース入試ミス防止マニュアル		

・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-35 入学者選抜試験時における自然災害等が発生した場合の対応ガイドライン		再掲
5-2-1-08 【人類】2024年度入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-09 【国際】2024年度入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-11 【歴史】令和7年4月入学者選抜試験実施方法		再掲
5-2-1-37 【文学】日本文学研究コースにおける入学者選抜試験の実施に関する申合せ		再掲
5-2-1-38 【言語】入学者選抜実施要項		再掲
5-2-1-39 【情報】情報学コースにおける面接ガイドライン		再掲
5-2-1-49 【情報】面接試験 評価シート		
5-2-1-40 【統計】入学者選抜実施要項		再掲
5-2-1-20 【素核・加速・物構】一般入学試験実施要領		再掲
5-2-1-50 【天文】面接試験担当者への配付資料		
5-2-1-42 【核融】入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-43 【核融】入学者選抜に係る面接方法及び面接評価規準		再掲
5-2-1-44 【宇宙】入学試験実施要項		再掲
5-2-1-24 【分子】入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-51 【分子】面接試験実施要領		
5-2-1-45 【地球】入学者選抜試験実施要領		再掲
5-2-1-46 【極域】入学者選抜（令和6年8月実施）実施要項		再掲
5-2-1-47 【極域】入学者選抜ガイドライン		再掲
5-2-1-29 【基生】入試実施要項		再掲
5-2-1-30 【生理】入試実施要項		再掲
5-2-1-32 【遺伝】入学者選抜試験実施要領・実施細目		再掲
5-2-1-33 【進化】入試実施要領		再掲
5-2-1-52 【進化】入学者選抜判定方法		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		

<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 5-2-1-01 入試監理委員会規程		再掲
	2-1-3-01 国立大学法人総合研究大学院大学における施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-01 2023年度第1回入試監理委員会 議事録		
	5-2-2-02 2023年度第1回入試監理委員会 資料3 併願について		
	5-2-2-03 2023年度第1回入試監理委員会 資料4 2023年度4月入学者数等について		
	5-2-2-04 2024年度第1回入試監理委員会 議事録		
	5-2-2-05 2024年度第1回入試管理委員会 資料1 2024年4月入学者数等		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式（令和6年3月改訂）【改正前基準】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 該当なし		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要	p1	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要	P2	再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要	P1-2	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第5条	再掲
	6-3-1-(01)-01 【先端】先端学術院の授業科目に関する裁定	第2条別表	
	4-2-1-04 2025年度学生便覧		再掲
	6-3-1-(01)-02 【先端】ウェブシラバス（日本語・英語）		
	6-3-1-(01)-03 【先端】授業科目一覧		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要	人類文化研究：P7-8 国際日本研究：P11-12 日本歴史研究：P15-16 日本文学研究：P19-20 日本語言語科学：P23-24 情報学：P27-28 統計科学：P31-32 素粒子原子核：P35-37 加速器科学：P39-41 天文科学：P43-46 核融合科学：P49-50 宇宙科学：P53-55 分子科学：P57-59 物質構造科学：P61-62 総合地球環境学：P65-66 極域科学：P67-69 基礎生物学：P71-73 生理科学：P75-77 遺伝学：P79-81 統合進化科学：P83-85	再掲

[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第29条	再掲
	6-3-2-(01)-01 【先端】2026年度シラバスガイドライン (案)		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	該当なし		
	・シラバス		
	6-3-1-(01)-02 【先端】ウェブシラバス (日本語・英語)		再掲
	6-3-2-(01)-01 【先端】2026年度シラバスガイドライン (案)		再掲
	6-3-2-(01)-02 【人類】2025年度第1回コース委員会議事要旨 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-03 【国際】2025年度第2回コース委員会議事要旨 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-04 【歴史】2025年度第2回 コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-05 【文学】2025年度第2回 コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-06 【言語】2025年度第2回コース委員会・議事次第 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-07 【情報】2025年度第2回コース委員会・議事次第 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-08 【統計】2025年度第2回 コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-09 【素核】2025年4月コース委員会メール審議 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-10 【加速】2025年5月コース委員会メール審議 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-11 【天文】2025年5月コース委員会メール審議 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-12 【核融】2025年6月コース委員会議事要旨案 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-13 【宇宙】2025年度第1回コース運営委員会 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-14 【分子】2025年度5月コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-15 【物構】2025年4月コース委員会メール審議 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-16 【地球】2025年度第2回コース委員会議事次第 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-17 【極域】第23回極域科学コース委員会 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-18 【基生】2025 年度5月コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
	6-3-2-(01)-19 【生理】2025 年度5月コース委員会議事次第・議事録 (シラバス)		
6-3-2-(01)-20 【遺伝】2025 年度5月コース委員会議事次第 (シラバス)			
6-3-2-(01)-21 【進化】2025年4月コース委員会議事次第 (シラバス)			
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
該当なし			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第32条、第33条、第34条	再掲
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第7条、第8条	再掲

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）</p>		
	<p>1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程</p>	<p>第13条第1項</p>	<p>再掲</p>
	<p>6-3-4-(01)-01 【先端】研究指導計画書に関する申し合わせ</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(01)-02 【人類】リサーチプロポーザル指導助言報告書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-03 【国際】研究計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-04 【国際】指導報告書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-05 【歴史】研究計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-06 【歴史】研究成果報告書・研究活動報告書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-07 【歴史】研究活動等状況報告書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-08 【文学】研究計画書-研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-09 【文学】中間報告論文審査報告書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-10 【言語】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-11 【情報】研究指導計画書の作成について</p>		
	<p>6-3-4-(01)-12 【情報】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-13 【情報】【報告書】前期報告会</p>		
	<p>6-3-4-(01)-14 【統計】学業進捗確認及びアドバイス（学生用）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-15 【統計】学業進捗確認及びアドバイス（教員用）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-16 【統計】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-17 【素核】2024年度研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-18 【加速】2024年度研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-19 【天文】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-20 【核融】研究指導体制及び内容に関する提案書・承認書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-21 【核融】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-22 【宇宙】研究指導計画書の作成について</p>		
	<p>6-3-4-(01)-23 【分子】研究指導計画書様式（分子科学コース）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-24 【物構】2024年度研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-25 【地球】研究指導計画書</p>		
	<p>6-3-4-(01)-26 【極地】極域科学コース研究指導規程</p>		
	<p>6-3-4-(01)-27 【基生】研究指導計画書様式（基礎生物学コース）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-28 【生理】研究指導計画書様式（生理科学コース）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-29 【遺伝】研究計画書Research Plan（D II Progress Report）</p>		
	<p>6-3-4-(01)-30 【進化】ProgressReport Form1</p>		
	<p>6-3-4-(01)-31 【進化】ProgressReport Form2</p>		
	<p>6-3-4-(01)-32 【進化】プログレス審査報告書</p>		

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(01)-33 【先端】2024年度SOKENDAI研究派遣プログラム募集要項		
	6-3-4-(01)-34 【先端】2024年度SOKENDAI研究派遣プログラム実績		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第33条	再掲
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第11条	再掲
	6-3-4-(01)-34 【先端】2024年度SOKENDAI研究派遣プログラム実績		再掲
	6-3-4-(01)-35 【先端】2024年度学生の他大学等への研究指導委託状況		
	6-3-4-(01)-36 【先端】国内大学との交流協定		
	6-3-4-(01)-37 【先端】海外大学との交流協定		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(01)-38 【先端】2025年度フレッシュマンコース概要		
	6-3-4-(01)-39 【先端】研究倫理教育受講の義務化について		
	6-3-4-(01)-40 【先端】2025年3月修了者・研究倫理教育受講状況		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	4-2-5-08 2024年度RA雇用状況		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目6-3-2】 シラバスガイドラインについて、学位論文研究科目のシラバス作成方法に関する留意点の追記等、現在修正を行っており、2025年7月3日教務委員会にて審議予定。	6-3-2-(01)-01 【先端】2026年度シラバスガイドライン(案)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(01)-01 【先端】2025年度学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(01)-01 【先端】2025年度学年暦 6-3-1-(01)-03 【先端】授業科目一覧 ・シラバス 6-3-1-(01)-02 【先端】ウェブシラバス(日本語・英語)	P40-156	再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 4-2-1-04 2025年度学生便覧 6-3-1-(01)-02 【先端】ウェブシラバス(日本語・英語)		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-4-4-(01)-01 【先端】教育上主要と認める授業科目のシラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所) ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>・該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01 【先端】SOKENDAI研究派遣プログラム内容		
	6-3-4-(01)-34 【先端】2024年度SOKENDAI研究派遣プログラム実績		再掲
	6-3-4-(01)-39 【先端】研究倫理教育受講の義務化について		再掲
	6-3-4-(01)-40 【先端】2025年3月修了者・研究倫理教育受講状況		再掲
	6-5-3-(01)-02 【先端】2024年度キャリアセミナー参加者数		
	6-5-3-(01)-03 【先端】CEPDセミナー2024「学振申請書準備講座」		
	6-5-3-(01)-04 【先端】CEPDセミナー2024「Academic Career Seminar」		
	6-5-3-(01)-05 【先端】CEPDセミナー2024「博士学生のためのキャリアセミナー」		
6-5-3-(01)-06 【先端】CEPDセミナー2024「ストレスへの効果的な対処法ーセルフコンパッションの活用ー」			
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(01)-01 【先端】外国人留学生に対するチューター実施要領		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-1-(01)-02 【先端】ウェブシラバス（日本語・英語）		再掲
	6-5-4-(01)-02 【先端】英語による情報提供事例		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		再掲	
4-2-4-02 総合研究大学院大学における障害学生の支援等に関する実施細則		再掲	

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第9条	再掲
	4-2-1-04 2025年度学生便覧		再掲
	6-6-2-(01)-01 【先端】成績評価基準(大学ウェブサイト)		
	6-6-1-(01)-01 【先端】全学教育委員会(平成30年度・第3回)・全学評価実施委員会(平成30年度・第3回)合同会議議事次第		
	6-6-1-(01)-02 【先端】全学教育委員会(平成30年度・第3回)・全学評価実施委員会(平成30年度・第3回)合同会議議事録		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-04 2025年度学生便覧		再掲
	6-6-2-(01)-01 【先端】成績評価基準(大学ウェブサイト)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(01)-01 【人類】2024年度第13回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-02 【国際】2024年度第6回コース委員会・教育研究WG・入学者選抜委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-03 【歴史】2024年度コース委員会・推進委員会 合同会議(第2回)(成績評価)		
	6-6-3-(01)-04 【文学】2024年度第7回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-05 【文学】2024年度第13回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-06 【言語】2024年度第6回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-07 【言語】2025年度第1回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-08 【情報】2024年度第6回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-09 【情報】2025年度第1回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-10 【統計】2024年度第3回教育研究委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-11 【統計】2024年度第6回教育研究委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-12 【素核】2025年2月コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-13 【加速】2025年2月コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-14 【天文】2024年度第5回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-15 【天文】2024年度第12回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-16 【核融】2024年度第14回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-17 【核融】2024年度第19回コース委員会(成績評価)		
	6-6-3-(01)-18 【宇宙】2024年度第7回コース委員会(成績評価)		
6-6-3-(01)-19 【宇宙】2025年度第1回コース委員会(成績評価)			

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

6-6-3-(01)-20 【分子】 2024年度第19回コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-21 【物構】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-22 【地球】 2024年第13回コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-23 【極地】 2024年度第15回コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-24 【極地】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-25 【基生】 2024年度第24回コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-26 【生理】 2024年度第22回コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-27 【遺伝】 2024年10月コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-28 【遺伝】 2025年4月コース委員会 (成績評価)		
6-6-3-(01)-29 【進化】 2025年3月コース委員会 (成績評価)		
・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
6-6-3-(01)-01 【人類】 2024年度第13回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-02 【国際】 2024年度第6回コース委員会・教育研究WG・入学者選抜委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-03 【歴史】 2024年度コース委員会・推進委員会 合同会議 (第2回) (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-04 【文学】 2024年度第7回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-05 【文学】 2024年度第13回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-06 【言語】 2024年度第6回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-07 【言語】 2025年度第1回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-08 【情報】 2024年度第6回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-09 【情報】 2025年度第1回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-10 【統計】 2024年度第3回教育研究委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-11 【統計】 2024年度第6回教育研究委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-12 【素核】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-13 【加速】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-14 【天文】 2024年度第5回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-15 【天文】 2024年度第12回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-16 【核融】 2024年度第14回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-17 【核融】 2024年度第19回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-18 【宇宙】 2024年度第7回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-19 【宇宙】 2025年度第1回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-20 【分子】 2024年度第19回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-21 【物構】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-22 【地球】 2024年第13回コース委員会 (成績評価)		再掲
6-6-3-(01)-23 【極地】 2024年度第15回コース委員会 (成績評価)		再掲

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

	6-6-3-(01)-24 【極地】 2025年2月コース委員会 (成績評価)		再掲
	6-6-3-(01)-25 【基生】 2024年度第24回コース委員会 (成績評価)		再掲
	6-6-3-(01)-26 【生理】 2024年度第22回コース委員会 (成績評価)		再掲
	6-6-3-(01)-27 【遺伝】 2024年10月コース委員会 (成績評価)		再掲
	6-6-3-(01)-28 【遺伝】 2025年4月コース委員会 (成績評価)		再掲
	6-6-3-(01)-29 【進化】 2025年3月コース委員会 (成績評価)		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	該当なし		再掲
【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(01)-01 【先端】 総合研究大学院大学における成績評価異議申立てに関する規程		
	6-6-4-(01)-02 【先端】 成績評価に関する異議申し立てについて (大学ウェブサイト)		
	4-2-1-04 2025年度学生便覧		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(01)-03 【先端】 2025年度第1回教務委員会資料案 (2024年度成績報告における異議申し立てについて)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-3-2-(01)-01 【先端】 2026年度シラバスガイドライン (案)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-03 総合研究大学院大学先端学術院規程	第12条	再掲	
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要		再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第40条	再掲	
	1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規程	第7条、第11条、第13条	再掲	
	1-3-2-06 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-07 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-08 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-09 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本文学研究コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-10 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本語言語科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-11 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻情報学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-12 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統計科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-13 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻素粒子原子核コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-14 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻加速器科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-15 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻天文科学コース規程		再掲	
	1-3-2-16 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻核融合科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-17 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻宇宙科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-18 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-19 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻物質構造科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-20 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コース組織運営規程		再掲	
	1-3-2-21 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻極域科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-22 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻基礎生物学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-23 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻生理科学コース委員会規程		再掲	
	1-3-2-24 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻遺伝学コース委員会規程		再掲	
1-3-2-25 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統合進化科学コース委員会規程		再掲		

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

<p>[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること</p>	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-(01)-01 【先端】先端学術院における課程博士及び修士の学位授与に係る論文審査等の手続き等に関する規程		
	6-7-2-(01)-02 【先端】先端学術院 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-03 文化科学研究科 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-04 物理科学研究科 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-05 高エネルギー加速器研究科 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-06 複合科学研究科 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-07 生命科学研究科 学位論文に係る評価の基準		
	6-7-2-(01)-08 先端科学研究科 学位論文に係る評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
1-3-1-02 総合研究大学院大学学則	第11条第2項、第40条	再掲	
1-3-2-02 総合研究大学院大学先端学術院文化科学領域教育会議規程		再掲	
1-3-2-03 総合研究大学院大学先端学術院数理情報科学領域教育会議規程		再掲	
1-3-2-04 総合研究大学院大学先端学術院物理科学領域教育会議規程		再掲	
1-3-2-05 総合研究大学院大学先端学術院生命科学領域教育会議規程		再掲	
<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること</p>	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	4-2-1-04 2025年度学生便覧	P22	再掲
	6-7-3-(01)-01 【先端】修了要件等に関する周知の状況が分かる資料（大学ウェブサイト）		
	6-7-3-(01)-02 【先端】学位論文評価基準に関する周知の状況が分かる資料（大学ウェブサイト）		
	5-1-1-01 2025年度版教育課程・コースの概要		再掲
	6-7-2-(01)-02 【先端】先端学術院 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-03 文化科学研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-04 物理科学研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-05 高エネルギー加速器研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-06 複合科学研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-07 生命科学研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲
	6-7-2-(01)-08 先端科学研究科 学位論文に係る評価の基準		再掲

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

<p>【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p>	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(01)-01 【先端】 総合研究大学院大学学位規則		
	1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規則	第7条、第11条、第13条	再掲
	6-7-4-(01)-02 【先端】 先端学術院文化科学領域教育会議(第5回)議事録		
	6-7-4-(01)-03 【先端】 先端学術院文化科学領域教育会議(第6回)議事録案		
	6-7-4-(01)-04 【先端】 先端学術院物理科学領域教育会議(第5回)議事録		
	6-7-4-(01)-05 【先端】 先端学術院物理科学領域教育会議(第6回)議事録		
	6-7-4-(01)-06 【先端】 先端学術院物理科学領域教育会議(第7回)議事録案		
	6-7-4-(01)-07 【先端】 先端学術院数理情報科学領域教育会議(第5回)議事録		
	6-7-4-(01)-08 【先端】 先端学術院数理情報科学領域教育会議(第6回)議事録案		
	6-7-4-(01)-09 【先端】 先端学術院生命科学領域教育会議(第5回)議事録		
	6-7-4-(01)-10 【先端】 先端学術院生命科学領域教育会議(第6回)議事録		
	6-7-4-(01)-11 【先端】 先端学術院生命科学領域教育会議(第7回)議事録案		
	6-7-4-(01)-12 【人類】 2024年度第11回コース委員会議事要旨（学位）		
	6-7-4-(01)-13 【歴史】 2024年度第7回コース委員会議事要旨（学位）		
	6-7-4-(01)-14 【文学】 2024年度第11回コース委員会議事要旨（学位）		
	6-7-4-(01)-15 【情報】 2024年度第4回コース委員会議事メモ（学位）		
	6-7-4-(01)-16 【情報】 2024年度第10回コース委員会議事メモ（学位）		
	6-7-4-(01)-17 【統計】 2024年度第5・10回コース委員会議事要旨（学位）		
	6-7-4-(01)-18 【素核】 2025年2月コース委員会議事次第（学位）		
	6-7-4-(01)-19 【加速】 2025年2月コース委員会議事次第（学位）		
	6-7-4-(01)-20 【天文】 2024年8月コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-21 【天文】 2025年2月コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-22 【核融】 2024年9月コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-23 【核融】 2025年2月コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-24 【宇宙】 2024年度第11回コース委員会議事要旨（学位）		
	6-7-4-(01)-25 【分子】 2024年度第18・24回コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-26 【物構】 2024年9月コース委員会議事次第（学位）		
	6-7-4-(01)-27 【極域】 2024年度第15回コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-28 【基生】 2024年度第17・22・30回コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-29 【生理】 2024年度第20回コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-30 【遺伝】 2024年度第18回コース委員会議事録（学位）		
	6-7-4-(01)-31 【遺伝】 2024年度第26回コース委員会議事録（学位）		
6-7-4-(01)-32 【進化】 2024年8月コース委員会議事録（学位）			

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
6-7-4-(01)-01 【先端】総合研究大学院大学学位規則		再掲
6-7-2-(01)-01 【先端】先端学術院における課程博士及び修士の学位授与に係る論文審査等の手続き等に関する規程		再掲
1-3-2-02 総合研究大学院大学先端学術院文化科学領域教育会議規程		再掲
1-3-2-03 総合研究大学院大学先端学術院数理情報科学領域教育会議規程		再掲
1-3-2-04 総合研究大学院大学先端学術院物理科学領域教育会議規程		再掲
1-3-2-05 総合研究大学院大学先端学術院生命科学領域教育会議規程		再掲
1-3-2-06 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース委員会規程		再掲
1-3-2-07 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース委員会規程		再掲
1-3-2-08 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会規程		再掲
1-3-2-09 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本文学研究コース委員会規程		再掲
1-3-2-10 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本語言語科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-11 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻情報学コース委員会規程		再掲
1-3-2-12 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統計科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-13 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻素粒子原子核コース委員会規程		再掲
1-3-2-14 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻加速器科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-15 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻天文科学コース規程		再掲
1-3-2-16 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻核融合科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-17 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻宇宙科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-18 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-19 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻物質構造科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-20 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コース組織運営規程		再掲
1-3-2-21 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻極域科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-22 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻基礎生物学コース委員会規程		再掲
1-3-2-23 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻生理科学コース委員会規程		再掲
1-3-2-24 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻遺伝学コース委員会規程		再掲
1-3-2-25 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統合進化科学コース委員会規程		再掲

総合研究大学院大学 領域6 (01先端学術院先端学術専攻)

<p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p>		
<p>6-7-2-(01)-01 【先端】先端学術院における課程博士及び修士の学位授与に係る論文審査等の手続き等に関する規程</p>		再掲
<p>1-3-2-02 総合研究大学院大学先端学術院文化科学領域教育会議規程</p>		再掲
<p>1-3-2-03 総合研究大学院大学先端学術院数理情報科学領域教育会議規程</p>		再掲
<p>1-3-2-04 総合研究大学院大学先端学術院物理科学領域教育会議規程</p>		再掲
<p>1-3-2-05 総合研究大学院大学先端学術院生命科学領域教育会議規程</p>		再掲
<p>1-3-2-06 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-07 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-08 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-09 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本文学研究コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-10 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本語言語科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-11 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻情報学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-12 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統計科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-13 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻素粒子原子核コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-14 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻加速器科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-15 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻天文科学コース規程</p>		再掲
<p>1-3-2-16 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻核融合科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-17 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻宇宙科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-18 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-19 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻物質構造科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-20 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コース組織運営規程</p>		再掲
<p>1-3-2-21 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻極域科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-22 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻基礎生物学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-23 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻生理科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-24 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻遺伝学コース委員会規程</p>		再掲
<p>1-3-2-25 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統合進化科学コース委員会規程</p>		再掲
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【分析項目6-7-1】</p> <p>修了認定は、先端学術院組織運営規則第13条第2項第1号に基づき、先端学術院教授会から学生の所属するコース委員会に権限が委任されている。学位授与については、同規則第11条第2項第1号及び第2号に基づき、領域教育会議に権限が委任されており、また、学位審査の実施に関する部分は、同規則第13条第2項第2号に基づき、コース委員会に権限を委任されている。</p> <p>そのため、コース委員会では、学位審査の審査委員会の結果に基づいて、学位授与の可否について審議する。同時に、授業科目の履修及び研究指導の状況が修了要件を満たしているかどうか審査し、修了認定を行う。但し、その修了認定は、学位授与の議決を行う領域教育会議が、可の議決を行うことを前提として行われるものであり、領域教育会議で学位授与が否の議決がなされた場合は、修了とならない。</p>	<p>1-3-1-04 総合研究大学院大学先端学術院組織運営規則</p>	<p>第11条第2項第1号、第13条第2項第1号・第2号</p>	<p>再掲</p>
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。） 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(01)-01 【先端】学生アンケート実施結果（2023年度3月-2024年度11月）		
【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(01)-01 【先端】学生アンケート実施結果（2023年度3月-2024年度11月）		再掲
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-(01)-01 【先端】2024年度就職先等アンケート結果概要		
【分析項目6-8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 先端学術院については、完成年度に達しておらず修了生がないため、基準6-8については分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

総合研究大学院大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	先端学院先端学術専攻	満たしている	該当なし							